

前橋市監査委員公表第3号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年5月8日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年3月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：下水道整備課】</p> <p><b>1 車輛通行止標示板及び迂回路標示板の設置について（指摘事項）</b></p> <p>永明地区 公共下水道工事（国管汚水第6号）、上川淵地区 公共下水道舗装復旧工事（国管汚水第2号）において、工事現場を通行規制し、車輛の通行を止めて施工しているにもかかわらず、群馬県県土整備部の定める建設工事の安全管理に関する共通仕様書第3条第1項第5号及び路上工事等の安全施設設置要領第12条第2項で設置を要する車輛通行止標示板並びに迂回路標示板が設置されていない工事現場、あるいは迂回路標示板が設置されていない工事現場があった。</p> <p>一般の交通を迂回させる場合に工事の受注者は、車輛通行止標示板、迂回路標示板などを設置し、通行車両等が容易に迂回し円滑な通行ができるよう配慮しなければならないため、建設工事の安全管理に関する共通仕様書及び路上工事等の安全施設設置要領に定められた標示板の設置を行うよう改善されたい。</p>	<p>車輛通行止標示板及び迂回路標示板の設置については、建設工事の安全管理に関する共通仕様書及び路上工事等の安全施設設置要領にのっとり、工事の着手前に、監督員、担当係長による仕様書及び要領で定められた標示板が設置されていることの現地での確認を徹底するとともに、受注者から標示板を設置したことを証する状況写真の提出がされていることの確認を励行することとした。</p>